

議員提出議案第9号

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年9月25日提出

提出者	鳥取市議会議員	寺坂寛夫
	〃	平野真理子
	〃	勝田鮮二
	〃	前田伸一
	〃	吉野恭介
	〃	魚崎勇
	〃	橋尾泰博
	〃	山田延孝
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化のおくれなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨を初め、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業を上水道に包含する形で広域化を進めたものの簡易水道事業の国庫補助が適用されず、広域化の弊害も表出している。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策を初め、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
- 2 辺地債及び過疎債の対象は、辺地地域及び過疎地域の簡易水道事業に限定されているが、これを簡易水道事業を統合した上水道事業まで拡大すること。
- 3 統合後の簡易水道施設整備に対して、国庫補助交付要件の緩和と補助率等の引き上げを行うこと。
- 4 統合後の簡易水道施設整備に対する繰り出し基準について、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日

鳥取市議会議長 下村佳弘

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様
国土交通大臣